

公 告

分任契約担当官陸上自衛隊相馬原駐屯地
第406会計隊長 南川 秀春

1 一般競争に付する事項
件名等

品名	規格	単位	予定数量	納地	納期
希硫酸	濃度75% 20kg	ST	15	陸上自衛隊新町駐屯地	6.4.1～7.3.31
次亜塩素酸ナトリウム	ビューラックス6% 18L入り	ST	10	陸上自衛隊新町駐屯地	6.4.1～7.3.31
次亜塩素酸ナトリウム	アクアクロール12% 20kg	ST	14	陸上自衛隊新町駐屯地	6.4.1～7.3.31

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一資格)の資格審査結果通知を受けた者のうち、「物品の販売」の等級格付けが「D等級以上」に格付され、競争参加地域が関東・甲信越の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 契約担当官等から指名停止の措置を受け、現在その期間中の者でないこと。
- (5) 入札書には「当社(個人の場合「私」)は、暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。」の一文を付記すること。
- (6) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 前号より現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的關係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (8) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

3 契約条項を示す場所

第406会計隊、第406会計隊新町連絡班、1号隊舎1Fロビー
www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikai/eafin (東部方面会計隊ホームページ)

4 入札説明会
実施しない

5 入札日時及び会場

令和6年3月1日 (金) 14時00分 陸上自衛隊相馬原駐屯地 1号隊舎3階 商議室

6 郵送による入札

- (1) 封書に会社名、入札日時、件名及び朱書きで入札書在中と明記した上、入札前日の17時までに第406会計隊契約班必着とする。
(事前に郵送による入札を行う場合は、その旨を必ず担当の「飯田」に直接電話で連絡し確認を受けるものとする。)
- (2) 郵便入札により参加した場合の入札会場での立会は可とする。

7 入札条件

- (1) 入札金額「消費税抜き価格」で標記すること。
- (2) 1回の入札で落札決定できない場合は直ちに再度入札を実施する。ただし初度入札で郵便による入札参加があった場合には、官側より日時を示す。

8 落札決定方法

- (1) 単価をもって決定する。この際、当隊所定の予定価格の範囲内で最低の金額をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (3) 契約金額は、落札金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を加算(円位未満切捨て)した金額とする。
- (4) 入札書には、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。

9 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金
免除。但し、落札者が契約を結ばない場合、落札価格の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金
免除。但し、落札者が契約を履行しない場合、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。
- (3) 違約金
契約履行中において契約相手方の理由により契約を解除しようとする場合には、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。
- (4) 履行遅延賠償
履行期限の翌日から起算し、遅延部分1日につき契約金額の1000分の1以上を徴収する。

10 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する資格のない者が行った入札
- (2) 入札者名、押印及び入札金額が識別しがたい場合
- (3) 電話、ファックスによる入札
- (4) 入札者等が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者等が提出した入札書等を無効とする。
- (5) その他入札に関する条件に違反した場合

11 契約書等の作成

- (1) 落札者は落札決定後、契約金額に応じ契約書又は請書を東部方面隊標準契約(請)書の様式により遅滞なく作成し提出する。
- (2) 契約金額が50万円以上の場合は請書を、契約金額が150万円以上の場合は契約書を作成する。
- (3) 適用する契約条項
物品売買契約条項
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項
単価契約に関する特約条項

12 その他

(1)委任状

代表者でない者が入札する場合は、入札時に委任状を提出

(2)資格決定通知書

資格審査結果通知書(写)を入札時まで提出すること。

(3)入札及び契約心得

入札参加者は陸上自衛隊で用いる入札及び契約心得を承知の上で入札に参加すること。

(4)同等品で入札を行う場合は、規格欄に示す規格または、仕様書以上の規格・商品とし、「同等品申請書」を契約担当官に提出し、了承を得ること。
(提出期限:6年3月4日)

(5)連絡先

〒370-3594 群馬県北群馬郡榛東村新井1017-2 陸上自衛隊相馬原駐屯地 第406会計隊 契約班 担当:飯田
TEL:0279-54-2011(内線2343) FAX:0279-54-6960